

奈良市矢田原町三五番 地先まで	前	A	〃	一七六五・〇
奈良市矢田原町七〇六番 地から	後	A	三・八	一四五三・〇
奈良市矢田原町三五番 地先まで			三九・〇	
奈良市矢田原町二〇六四 番地先から	後	B	二・五	一三八八・〇
奈良市矢田原町四三九番 地先まで			五一・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十九年五月三十日

奈良県告示第九十二号

平成十四年九月奈良県告示第三百十号(蔵入の収納事務の委託)は、平成十九年五月三十一日限り廃止する。

平成十九年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十九年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十九年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 森田祐司

住所 京都府木津川市相楽台九丁目三三ー一〇

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

公 告

奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)第六十二條の規定

により、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間の各実施機関におけるこの条例による個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表します。

平成十九年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

1 個人情報開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	書面による開示請求					取下げ等 開示請求 件数	(単位:件) 口頭による 開示請求 数
	開示請求 件数	開示 件数	部分開示	不開示	処理中		
知事	97	79	6	8	2	2	579
教育委員会	66	57	6	0	3	0	5,533
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	109
人事委員会	10	10	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	5	0	4	1	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	178	146	16	9	5	2	6,221

- 2 個人情報訂正請求の件数及び処理の状況
該当なし
- 3 個人情報利用停止請求の件数及び処理の状況
該当なし
- 4 不開示立ての件数及び処理の状況
該当なし

奈良県情報公開条例(平成十二年三月奈良県条例第三十八号)第三十五条の規定により、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成十九年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況 (単位:件)

実施機関	開示請求件数	処理の状況			取下げ
		開示	一部開示	不開示(不開示)	
知事	259	67	138	5	24
議会	8	5	3	0	0
教育委員会	4	1	2	1	0
選挙管理委員会	8	5	3	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警務本部長	69	7	45	4	10
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
合計	348	85	191	10	34

2 不届申立ての件数及び処理の状況 (単位:件)

不届申立て件数	却下	処理の状況			取り下げ	審査中
		差し止め	一部認可	認可		
5	0	7	6	0	13	0
						45

注:処理した13件については平成17年度以前に不届申立てがあり平成18年度に手続が完了したものが及んだもの、審査中のうち40件については平成17年度以前に不届申立てがあり平成18年度に手続が完了したもの

3 公文書任意開示申出の件数及び処理の状況 (単位:件)

実施機関	開示申出件数	処理の状況			取り下げ
		開示	一部開示	不開示	
知事	35	16	10	2	3
教育委員会	3	0	3	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
合計	38	16	13	2	3

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年五月二十九日 奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年二月八日第七八一七七八号
平成十九年四月二十日第七八一七八一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月二十日第六六七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月二十一日第四一九三三号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字新町七二番地、七三番地、九三番地ノ一、九三番地ノ四及び九六番地ノ三の二部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町一三八番地ノ二
細山商事株式会社 代表取締役 細山和郁

五 公共施設の種類の、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字新町七二番地ノ一部、七三番地ノ一部、九三番地ノ二の
一部、九三番地ノ四及び九六番地ノ三の二部
下水道 磯城郡田原本町大字新町七二番地、九三番地ノ四及び九六番地ノ三の各一部

一 許可番号

平成十九年三月二十七日第七八一二〇三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月二十二日第六六八八号
三 開発区域に含まれる地域
磯城郡三宅町大字小柳一四八番地ノ二の二部及び一七三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区瓜破五丁目一番五号
浪速コンクリート工業株式会社 代表取締役 坂本吉司

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十九年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十八年十二月二十七日高士第一八一一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月十五日高士第六六七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月十五日高士第一八一〇号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字走相二四九番地ノ三、二四九番地ノ一の二部、二五〇番地ノ一の二部、二五三番地ノ一の二部並びに大字平尾五九九番地ノ五及び五九九番地ノ一の二部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町馬見北九丁目七番地ノ一六
コスモ開発 谷頷一

五 公共施設の種類の、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字走相二四九番地ノ三、二四九番地ノ一の二部、二五〇番地ノ一の二部、二五三番地ノ一の二部並びに大字平尾五九九番地ノ五及び五九九番地ノ一の二部

下水道 北葛城郡広陵町大字走相二四九番地ノ三、二四九番地ノ一、二五〇番地ノ一、二五三番地ノ一並びに大字平尾五九九番地ノ五及び五九九番地ノ一の各一部

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成19年5月29日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件
多目的TV装置の購入

2 入札物件の数量及び対価

<p>奈良県立五條病院多目的TV装置 一式</p> <p>3 納入期限 平成19年12月28日(金)</p> <p>4 納入場所 五條市野原西5丁目2番59号 奈良県立五條病院 1階放射線科</p> <p>5 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加資格者で、営業種目E1医療機器で登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績がある者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該購入等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所 契約条項を示す場所 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒637-8511 五條市野原西5丁目2番59</p>	<p>奈良県立五條病院総務課管理係 電話番号(代表) 0747-22-1112 (内線605)</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成19年6月6日(水)午後2時 奈良県立五條病院2階会議室</p> <p>3 入開札の日時及び場所 平成19年7月10日(水)午後2時 奈良県立五條病院2階会議室</p> <p>4 入札参加資格審査の申請 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階) 電話番号(代表) 0742-22-1101 (内線4718)</p> <p>5 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立五條病院 多目的TV装置の購入に係る入札書」と朱書きして、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の10.0分の1.0に相当する額の契約保証金を納付するものとして、ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び5に関し、調達物品適合規格承認申請をすることともに、調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績説明書及び確実に納入し得ることを証明</p>	<p>する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出書類に基づき第2の(4)及び5の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手續の停止等 この調達に関する苦情申立てに係る処理手續において、契約の締結若しくは履行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手續における交渉の有無 有(入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手續が必要です。)</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and quantity : Purchase of one set of Multipurpose Cam Table System, Nara Prefectural Gijo Hospital</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : July 10, 2007 2:00 p.m.</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : July 9, 2007</p> <p>4 Contact point for the Notice : The Property Custody Section.</p>
---	---	---

<p>General Affairs Division, Nara Prefectural Gojo Hospital 5-2-59 Noharaini, Gojo City, Nara Pref. 637-8511, JAPAN TEL 0747-22-1112(extension 605)</p>	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和24年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間でない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。 (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和義法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。 (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをなされなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。 (6) 奈良県における競争入札参加資格者で、営業種目J2ガス類その他(電力の供給)で登録をしている者又は営業種目J2電気で登録(登録年月日が平成19年1月1日以降のもの)をしている者であること。 なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階) 電話(代表)0742-27-8908(ダイヤルイン)</p>	<p>者であること。 第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部署等の名称、所在地等 〒631-0811 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場総務課 電話0742-45-4481</p> <p>第4 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成19年5月29日(火)から同年6月14日(木)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)。ただし、平成19年6月14日においては、午後4時までとします。</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この物件の入札に参加しようとする者は、知事から定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり知事に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書等を提出しない者、又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。</p> <p>(1) 提出期間 平成19年6月12日(火)及び同月14日(木)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 提出場所 第3に同じ。</p> <p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び出様書の閲覧 第4の2の手続により競争入札の参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催します。なお、その際出様書を閲覧していただきます。</p> <p>(1) 日時 平成19年6月29日(金) 午前10時</p>
<p>奈良県営競輪場で使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 なお、この公告による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。 平成19年5月29日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 奈良県営競輪場で使用する電気 予定使用電力量 2,137,000キロワット時</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 入札説明書によります。</p> <p>3 納入期間 平成19年10月1日から平成20年9月30日まで</p> <p>4 納入場所 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場</p> <p>5 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の1.05分の1.00に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる条件をすべて満たすものが、この入札に参加することができます。</p>		

<p>(2) 場所 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場東棟2階会議室</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成19年7月13日(金) 午前10時</p> <p>(2) 場所 奈良市秋篠町98 奈良県営競輪場東棟2階会議室</p> <p>5 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差出すことができます。この場合は、書留郵便としてください。また、入札書は、二重封筒とし、表封筒に「平成19年7月13日開札奈良県営競輪場で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県営競輪場総務課長あての親展として平成19年7月12日(木)までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによります。</p> <p>3 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。</p> <p>(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効</p> <p>第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要します。</p> <p>6 落札者の決定方法</p>	<p>子定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>7 調達手続の停止等 この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し又は解除する場合があります。</p> <p>8 手続における交渉の有無 無</p> <p>9 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第6 Summary</p> <p>1 Subject of Procurement : Electricity about 2,137,000kWh to use at Nara Prefectural Bicycle Race Track</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand) : 1000 a.m. on July 13, 2007</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail) : July 12, 2007</p> <p>4 For further information, please contact : General Affairs Section, Nara Prefectural Bicycle Race Track, 98 Akishino-cho, Nara City, Nara Pref. 631-0811, JAPAN Phone : 0742-45-4481</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成19年5月29日 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 運転免許更新時講習用教本の購入</p> <p>交通の教則(運転者用) 198,424部 人にやさしい安全運転 198,424部 安全運転自己診断 198,424部</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地 奈良県警察本部警務部会議課 奈良市登大路町80番地</p>	<p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月2日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南4丁目8番13号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 交通の教則(運転者用) 152,255円(1部単価) 人にやさしい安全運転 90,300円(1部単価) 安全運転自己診断 10,605円(1部単価)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約による。</p> <p>7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当</p>
<p>奈良県選挙管理委員会 選挙関係事務執行規程(昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三号)の 一部を次のように改正す。</p> <p>平成十九年五月二十九日 奈良県選挙管理委員会 委員長 白井皓喜</p> <p>目次中「第十三節 政党その他の政治団体の政治活動(第七十二条―第八十二条)」 「第十三節 政党その他の政治団体の政治活動(第七十二条―第八十二条)」に改正す。 第十四節 在外選挙(第八十二条(一)) 第十三条第十三節の次に次の一節を加える。 第十四節 在外選挙 (在外投票の投票用紙等を発送する日) 第八十二条の二 在外選挙執行規則(平成十二年一月二十六日自治令第五号)第十二</p>	<p>選挙管理委員会告示</p>	

三条第二号の規定により県委員会が定める日は、次の号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行つべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行つべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日

二 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第三十三条の二第三項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行つべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の前日六十日に当たる日のいずれか遅い日

三 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行つべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第三十二條の二第七項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行つべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「当該選挙を行つべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」と、同条第三号中「当該選挙を行つべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」とする。

附 則

この規程は、平成十九年六月一日から施行する。

奈良県選挙管理委員会告示第二十五号

平成十九年四月八日執行の奈良県議員（生駒市選挙区）選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定した。
平成十九年五月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

決 定 書

奈良県生駒市鹿ノ台北三丁目一九番地三

異議申出人 吉田 正人

右異議申出人から平成十九年四月十七日付けをもって提起された同年四月八日執行の奈良県議員（生駒市選挙区）選挙における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文
本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人吉田正人（以下「申出人」という。）は、平成十九年四月八日執行の奈良県議員（生駒市選挙区）選挙（以下「本件選挙」という。）について、当選人中野明美の当選は無効であるとの決定を求めて、当委員会に対して異議の申出をしたものであり、その理由として申出人の主張するところを要約すれば、次のとおりである。

- 一 無効票の中に「吉」という文字が記載された票がある。
- 二 今回立候補した六人の中には、申出人以外に「吉」のつく候補者が誰もいないことから、「吉」が記載された票は申出人の票であると判読できる。
- 三 その結果、申出人の得票が当選人中野明美の得票を上回ることになり、申出人の当選が確定する。

決 定 の 理 由

当委員会は本件異議の申出の要件を確認したところ、適法なものと認められたので、これを受理し、審理を開始した。

申出人は、無効投票の中に申出人の得票となるべき有効投票が存在するので、申出人の得票数が当選人中野明美の得票数を上回る旨を主張している。本件選挙の開票管理者である生駒市選挙管理委員会委員長が、本件選挙の開票結果として選挙長に報告した内容によれば、当選人中野明美の得票数は五千九百七十七票、申出人の得票数は五千九百六十八票であり、また無効投票は七百六十四票であるとされている。したがって、本件異議の申出を審理するにあたっては、無効投票に分類された七百六十四票の中に、申出人

の得票となるべき有効投票が二票以上存在するか否かの事実を確認することが必要となる。

このような観点から、当委員会はまず生駒市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して、申出人が主張する事実の確認を行つべく、四月十八日に次の項目などについて文書で照会し、回答を求めた。

- 一 生駒市開票区における開票事務は、当委員会が指示した手順のとおりに実施されたか。
- 二 開票立会人として届出がなされた者は誰か。
- 三 無効投票の中に「吉」という文字が記載された票は存在したのか。

市委員会から当委員会に対して、五月二日に文書で回答が提出され、その回答により確認された内容は、次のとおりであった。

- 一 市委員会が開票事務従事者のために作成した事務連絡等が提出され、その内容により、当委員会が指示した手順により適正に実施されたことが確認された。
- 二 開票立会人に係る届出書の写しが提出され、その内容により、申出人は開票立会人の届出を出しておらず、申出人以外の五人の候補者は全て開票立会人の届出を出していることが確認された。
- 三 全ての無効投票において、その記載内容等を記載した記録や書類は作成していないため、無効投票の中に「吉」という文字が記載された票が存在したか否かの事実確認は困難である旨が回答されたので、無効投票の内容等は確認できなかった。

市委員会からの回答内容を検討した結果、当委員会は、本件異議の申出の審理を進めるためには、職権により投票用紙の開票点検を実施することが必要と判断した。ただし、市委員会は開票事務を適正な手順で実施しているため、有効投票に分類された投票用紙の票束の中に無効投票に分類すべき票が混在している事実は想定しがたいこと、加えて、申出人は無効投票に分類された投票用紙の票束の中に自らに対する有効投票が混在している旨を主張していることから、点検の対象は次のとおりとした。

- 一 無効投票に分類された投票用紙の票束のみを、まず点検の対象とする。
 - 二 無効投票の票束の中に有効投票に分類すべき票が混在していることが判明した場合には、有効投票に分類された投票用紙の票束をさらに点検の対象とする。
- 点検の対象とする投票用紙は市委員会が生駒市役所内において保管しているため、点検会場は生駒市役所内に設置することとし、五月二十一日、申出人、市委員会及び報道

機関等の参観のもと、当委員会は本件異議の申出に係る投票用紙の開披点検を実施した。実施の手順としては、まず開票管理者である市委員会委員長が投票用紙の梱包及び封印に異常のないことを確認したうえで、当委員会が梱包を開封して、中から無効投票に分類された投票用紙の票束を選別した。次に、選別した票束を分担して一票ずつ記載内容を点検し、票数の計数を行った。記載内容を慎重に判断するため、当委員会の全委員及び複数の職員が投票用紙の現物を順次目視点検するとともに、無効投票に分類された投票用紙のうち白紙投票を除く全ての投票用紙の記載内容をコピー機で複写した。最後に、点検の終了した投票用紙を当委員会が梱包して封印し、市委員会に対して再度保管されるよう引き渡したところである。

さて、これまで述べた経緯により実施した開披点検の結果であるが、当委員会が点検会場において目視点検し、かつコピー機で複写した記載内容を再度確認点検したところ、次のとおりの事実が判明した。

- 一 無効投票に分類された投票用紙の票束には、開票管理者が開票結果として選挙長に報告したとおり、七百六十四票の投票用紙が存在した。
 - 二 無効投票に分類された七百六十四票の投票用紙の中には、本件選挙の六人の候補者のいずれかの有効投票に分類すべき票は、一票も存在しなかった。
 - 三 無効投票に分類された七百六十四票の投票用紙の中には、「吉」という文字が単独で記載された票は、一票も存在しなかった。
- 当該開披点検の結果によれば、有効投票に分類された投票用紙の票束をさらに点検の対象とする必要性は認められない。そして、無効投票に分類された投票用紙の中には、申出人が主張する「吉」という文字の記載を含め、申出人に対する有効投票と認められる票は存在しないのであるから、本件選挙の当選を無効とする申出人の主張は、いづれも理由がない。
- よって、当委員会は主文のとおり決定する。
- 平成十九年五月二十三日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井 皓喜

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二二二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二三五一七三三代

本誌は再生紙を使用しています。